

キャップジェミニ従業員 持株プラン2025 日本向け補足書類



キャップジェミニ・グループ従業員による従業員持株プラン(以下「ESOP」といいます。)におけるキャップジェミニSE株式への投資をご案内します。以下には、日本における募集に関する情報及び本募集に関する主な税務上の影響の概略が記載されています。

本募集に関するより完全な説明は、本補足書類とともに提供し、本募集用のイントラネットサイトで入手できる従業員用パンフレットをご参照ください。

各地域における募集に関する情報

適格性

2024年1月1日から撤回申請期間の末日(2025年11月14日)までの間に少なくとも3か月間雇用され、2025年11月12日から2025年11月14日までの間に少なくとも1日雇用されている、キャップジェミニ・ジャパンの現在の全従業員。

予約申込期間及び撤回申請期間

予約申込期間は、2025年9月12日に開始し、2025年10月1日に終了します(当日を含みます。)。あなたは予約申込期間中、キャップジェミニSE株式を申し込むことができます。予約申込期間に申込みができるのは、2025年の総所得見積額の最大2.5%までです。総所得見積額は、固定所得及び変動所得の双方を考慮に入れて計算します。申込額がこれを超過していた場合、申込みは自動的に2025年に受け取る年間総所得見積額の2.5%まで減少されます。

撤回申請期間は、2025年11月12日に開始し、2025年11月14日に終了します(当日を含みます。)。あなたは撤回申請期間中、申込を撤回すること(全ての撤回に限ります。)ができます。撤回申請期間に申込みができるのは、2025年の総所得見積額の最大0.25%までです。撤回申請期間の満了をもって、既にされた注文は、拘束力ある、撤回不能な申込みとなります。

申込株式数の合計が募集された株式を上回った場合、申込株式数は減少される可能性があります。このような場合、各参加者は個別に通知されます。さらに、本年度の日本における募集の申込総額が、79,152,778円以上となる場合、申込株式数が全申込者について比例的に引き下げられる可能性があります。なお、あなたの申込額により取得できる引き下げられた申込株式数が整数でない場合は、整数となるように切り捨てられ、切り捨てられた株式数に相当する支払は返金されます。このような場合、各参加者は個別に通知されます。

申込価格

申込価格は2025年11月6日に、キャップジェミニSEのCEOにより決定されます。同価格は、同日、職場及びESOP用のサイトの掲示にてお知らせいたします。

支払方法

•2026年1月分の給与からの一括での給与控除となります。

ストック・アプリシエーション・ライツ (SAR)

キャップジェミニSE株式を申し込んだ場合、ストック・アプリシエーション・ライツ(以下「SAR」といいます。)のかたちで雇用主より「ボーナス」が付与されます。SARに基づくあなたの権利の詳細は、あなたの申込書類一式に含まれるSAR情報通知に記載されています。SARのメカニズムについても、情報プロシユアに記載されています。

SARメカニズムにより、凍結期間終了時に、あなたのユーロ建て個人出資は保護され(プランの条件を前提とします。)、凍結期間終了時に株式の価値が申込価格未満となっていた場合、雇用主による補償があります。また、加重平均増加額の一部を受け取れる場合があります。加重平均増加額は凍結期間(下記「凍結期間 / 早期終了事由 - どのような場合に早期償還ができますか?」をご参照ください。)である5年間の各月15日(同日がフランスにおける取引日又は営業日でない場合、その直前のフランスにおける取引日又は営業日の株式価格が記録されます。)のキャップジェミニSE株式の終値の平均価格と、参照価格の差額と同額となります。株式価格が参照価格を下回る、もしくは同額の場合には、参照価格が保護平均増加額の計算に記録されます。

株価の減少及び/又は増加に関するSARメカニズムに基づくすべての支払いは、課税所得と見なされます(以下の税金に関する項目「SARの支払金を受け取った時の課税は?」を御参照ください。)

株式の管理

株式はあなたの名義で、Caceis(本計画におけるフランスの口座保有者)で開かれる証券口座に登録されます。

キャップジェミニSEより分配される配当は、直接あなたに支払われます。

キャップジェミニSEの株主として、購入した株式に付与された議決権を行使することができ、キャップジェミニSEの株主総会に出席する権利があります。各株式は全ての株主総会において1議決権を有します。

為替管理

あなたの最初の出資額が1億円を超える場合、取得後20日以内に日本銀行を經由して財務大臣に報告書を提出しなければなりません。

あなたが日本から海外へ向けて支払った申込価額が3,000万円を超える場合、支払いを行った日の属する月の翌月20日までに日本銀行を經由して財務大臣に報告書を提出しなければなりません。

有価証券通知書

本募集は、日本の金融商品取引法第4条第1項本文の規定の適用を受けないものであり、従って当該募集に関して同法に従った有価証券届出書は提出されておらず、今後も提出されませんが、キャップジェミニは関東財務局に有価証券通知書を提出しております。

投資助言に関する重要な通知

キャップジェミニSE及びその子会社は、本募集に関し投資助言を行っていません。投資はあなたの経済的資源、投資目標及び他に利用可能な投資対象を考慮に入れてあなた自身の判断で行わなければならない個人的な決定です。本募集への参加は完全に任意によるものです。

凍結期間 / 早期終了事由 - どのような場合に早期償還ができますか?

本募集によりあなたに付与される利益の代わりに、下記に記載される早期終了事由がある場合を除き、あなたは出資を2030年12月19日に終了する期間の間、保有していなければなりません。

雇用契約が終了した場合。

本人が障害者となった場合。

本人が死亡した場合。

これらの事由のいずれかが生じた場合、あなたの株式の売却及びSARの支払い(潜在的なSARの補償の支払い及びSARの利益)が自動的に行われます。上記に記載される早期終了事由が起こった場合はSARの自動支払についての情報を記載しているSAR情報通知もご参照ください。

また、以下の場合には、キャップジェミニSEの裁量により、株式の凍結の早期解除及びSARの早期支払いが必要になります(この場合、あなたの株式の売却及びSARの支払いが自動的に行われます。)

- 従業員が、SARがない国又はESOP非参加国に所在するキャップジェミニの会社に異動した場合(他のSARが存在する国に所在するキャップジェミニの会社への異動は、早期終了事由に該当しない)。
- 雇用先の会社がキャップジェミニ・グループから離れた場合(雇用主のチェンジ・オブ・コントロール)。

満期での償還

あなたの投資が償還できるようになると、その旨通知された上で、投資対象を売却し現金化する依頼をすること又は株式を保有し続けることができます。ただし、当該日付においてSARの支払いは自動的に行われるため、株式の売却を依頼するか否かにかかわらず、もはやSARの利益を受けることはできません。

金融的な側面

株式への投資は価値の変動に左右され、あなたの投資は価値が増加することもあれば減少することもあります。キャップジェミニは、投資を償還する際に(凍結期間の満了時又はその他の償還時)、株式から利益を得ることを保証するものではありません。また、SARの仕組みによる支払いの円における価値は、ユーロ/円の為替レートの変動に左右されます。

労働法に関する免責事項

本募集は、現地の雇用主ではなく、フランス企業であるキャップジェミニによって提供されることにご留意ください。利益を受ける者を本募集又は将来の募集に含める決定は、キャップジェミニがその単独の裁量に基づき行います。本募集は、雇用契約の一部を構成するものではなく、また、当該契約を変更し、又は補うものでもございません。本募集への参加により、将来の利益又は類似の性質若しくは価値を持った支払いが与えられるものではなく、また、雇用の終了により本募集に基づく権利を失った場合に補償がなされるものでもございません。本募集に基づき受領し、又は受領する資格のある利益又は支払いは、支払われるべき将来の利益、支払いその他の権利の価額を決定するに際し考慮されるものではございません(雇用の終了の場合も含まれます)。

従業員向けの税に関する情報

この概要は、(i)日本の税法並びに日本及びフランス共和国との間の1995年3月3日付の二重課税防止条約(2007年1月11日付で変更されており、以下「条約」といいます。)のための通常の規則における日本の居住者であり、(ii)キャップジェミニによって統制される会社と雇用契約を結んでおり、日本の社会保険制度の対象であり、(iii)条約の利益を受ける権利があり、フランスで職業活動を行っていない従業員に適用されることが見込まれる、一般原則について説明しています。確実な助言を受けるためには、従業員は、キャップジェミニSE株式(以下「株式」といいます。)の申込に関する税効果について自身の税務顧問と相談しなくてはなりません。

この概要は、情報提供のみを目的としており、完全又は確定的なものとして依拠すべきものではありません。

以下に挙げられた税効果は、全て2025年5月1日現在有効な日本の税法、税慣習及び条約に基づいて記載されています。これらの法律、慣習及び条約は、時間の経過と共に変更されることがあり、またそれが遡及効果を持つこともあります。

申込時

I. 申込時に、税金や社会保険料を支払う必要がありますか？

日本の所得税法上、申込時の申込価格の割引については、申込時に課税がなされます。申込価格の割引金額は、一般的には、給与所得として課税されるのが近時の実務です。

申込価格の割引金額は(i)キャップジェミニSE株式の発行日の市場価格を当日のユーロの円に対する対顧客直物電信売買相場の仲値(TTM)で円に換算した額が(ii)あなたが当該株式を取得するために円貨で支払った価格を上回る額と見なされます。なお、かかる割引金額は、日本の課税上算出される金額であるため、実際の募集における割引金額よりも多く又は少なくなる可能性があります。課税される割引金額は、あなたの給与所得と合計され(通常の給与所得控除は利用できます)、かかる金額は当該暦年における他の所得と合計されます。合計された総額は、通常の累進税率により課税されます。

課税される割引金額については、日本の源泉分離課税には服さず、確定申告を行うこととなります。あなたには、キャップジェミニSE株式の申込みをした年の翌年3月15日までに確定申告を行う義務があります。申込価格の割引金額を合計したあなたの給与所得合計が2,000万円以下であっても、会社は年末調整で税務処理を完了させることができず、従って割引金額について確定申告が必要となります。なお、会社は、ESOPがあなたに供与した経済的利益に関する調書を所轄税務署に提出する義務を負っています。

SARの付与についてはどうですか？

SARの付与は課税事由ではありません。

II. 無利息の事前支払は、課税されますか？

雇用者から従業員に提供される貸付の利率が(i)短期貸付の平均利率に基づき計算された財務大臣が告示する割合プラス1%、又は(ii)雇用者があなたに対する貸付を実施するために資金を借りている場合には雇用者が当該資金を借りている利率を下回る場合、当該低い利率の利息から得られる利益(すなわち、かかる利率と上記(i)及び(ii)の利率のうち低い方との差)は、原則として、給与所得として課税されます。この所得は、他の所得と合計され、合計された総額は通常の累進税率により課税されます。

しかしながら、(i)利息が妥当である場合(例えば、かかる利率が雇用者が前年に資金を借りていた際の利率の平均である場合)、及び(ii)所得が年間5,000円以下である場合等の特定の場においては、かかる所得は課税されません。

プラン期間中

III. 配当に対する税金又は社会保険料を支払う必要がありますか？

フランスにおける課税

フランスの発行者からフランス税法上の居住者でない自然人に分配された配当については、フランス国内法に基づき、通常、12.8%のフランスの源泉徴収税が課されます。

ただし、条約の下、以下でさらに述べる一定の手続きを完了することにより、この税率は10%に引き下げることができます。従業員が、配当の支払日前に、支払代理人に居住証明書(フランス財務省様式5000)を提供した場合、源泉徴収税は10%の軽減税率で課されます。税法上の居住証明書が配当の支払日前に、支払代理人に提供されなかった場合、源泉徴収税は12.8%又は75%の通常の国内税率で課されます。従業員は、支払年の翌々年の12月31日までに、フランス財務省様式5000(居住証明書)及び5001(返金要請)をフランスの支払代理人に提出することで、条約における10%の税率を超過して支払った源泉徴収税の返金を受けることができます。

日本における課税

キャップジェミニSE株式会社について支払われる配当は、日本の所得税法に基づき配当所得として課税されます。原則として、あなたはこれらの配当について確定申告をしなければならず、これらの配当を含むあなたの全世界所得が通常の累進税率により所得税法に基づき課税されます。あなたは、配当を受けた年の翌年3月15日までに、確定申告を行い対応する税金を支払わなければなりません。

ただし、(i)あなたの給与所得が2,000万円以下であり、かつ、(ii)あなたの給与所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下である場合には、原則としてあなたは確定申告をする必要はありません。この場合、キャップジェミニSE株式の配当は日本の所得税の対象とはなりません。

配当に関して日本の所得税を支払うかどうかにかかわらず、あなたの所得(キャップジェミニSE株式の配当を含む。)は、日本の地方税法に基づき、10%の税率(固定税率)で地方住民税が課されます。

配当は、社会保険料の対象にはなりません。

IV. 保有する株式について、富裕税を支払う必要がありますか？

ありません。

株式の売却 / SARの支払

VI. 凍結期間終了時(又は承認された早期終了事由の場合)において、キャップジェミニ株式を売却した場合、税金又は社会保険料を支払う必要がありますか？

a. フランスにおける課税

株式の償還によって認識される利益がもしある場合でも、フランスにおいてかかる利益に所得税が課されることはありません。

b. 日本における課税

あなたがキャップジェミニSE株式を売却した場合、株式の売却による譲渡益は、譲渡益以外の所得とは分離されて課税対象となり、譲渡益に対する税額(地方税を含む。)は、原則として、かかるキャップジェミニSE株式の売却手取金からみなし取得原価を控除した残額の20.315%となります。

本募集に基づき取得したキャップジェミニSE株式以外のキャップジェミニSE株式を保有していない場合は、税務上、あなたが保有する各キャップジェミニSE株式のみなし取得原価は、原則として、全キャップジェミニSE株式の発行日時点におけるキャップジェミニSE株式の市場価格の総額を、キャップジェミニSE株式の合計数で除して計算するものとします。

原則として、キャップジェミニSE株式の売却によりあなたに生じた譲渡損失は、その年に生じた株式の譲渡益等からのみ控除することができます。ただし、キャップジェミニSE株式が譲渡時に上場されており、その他の一定の要件も満たしている場合、キャップジェミニSE株式の譲渡により生じた譲渡損失は、翌3年間に生じた上場株式等及び一定の公社債の譲渡益から繰越控除されます。

譲渡益の計算の前提となる売却価額は、日本の課税上、かかる譲渡の日の為替レートで円貨に換算されることにご留意下さい。従って、為替レートの変動は譲渡益に反映されることになります。

売却益は、社会保険料の対象にはなりません。

¹ 配当に係る源泉徴収税率は、配当がフランス税法のarticle 238-0 A 1, 2 及び 2 bis-1°で定義される非協力的な国又は地域(NCST)に開設された銀行口座に払い込まれる場合、75%に引き上げられます(NCSTにおける配当の分配について、租税回避のために当該NCSTに配当を行う目的及び効果を有しない場合を除く。)。NCSTのリストは、少なくとも毎年1回更新されます。現在NCSTとされている国と地域は、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、セーシェル、タックス・カイコス諸島及びバヌアツとなります。

² キャップジェミニSE株式が配当時に上場されており、その他の一定の要件も満たしている場合、キャップジェミニSE株式についてあなたに支払われる配当は、確定申告書において選択することにより、原則として他の所得とは分離されて20.315%の税率で税金が課されます(地方税及び復興特別所得税を含む。)

³ ただし、上記「申込時」の項目に記載のとおり、キャップジェミニSE株式の申込みの際には、申込価格の割引金額は給与所得として取扱われるものの、これを合計したあなたの給与所得が2,000万円以下であっても、確定申告が必要となります。

⁴ キャップジェミニSE株式が配当時に上場されており、その他の一定の要件も満たしている場合、キャップジェミニSE株式についてあなたに支払われる配当は、確定申告書において選択することにより、他の所得とは分離されて5%の税率で地方税が課されます。

⁵ 譲渡損失が生じた年と同じ年に他の上場株式等から生じた配当所得又は一定の公社債から生じた利子所得を有する場合は、その他の一定の要件(あなたが所定の事項を記載した確定申告書に所定の書類を添付して提出することを含みます。)が満たされることを条件として、譲渡損失を当該配当所得又は利子所得と相殺することができます。

VI.SARの支払金を受け取った時の課税は？

SARに基づく支払は、受領した年度の給与所得として課税されます。申込価格の割引と違い、SARはキャップジェミニSEではなく日本の子会社から供与されるため、支払われた金額は給与所得に係る日本の源泉課税の対象となります。